

5. (Gno.9) 英米の近時の刑事立法の研究

代表：中野目 善則

1985/10/25 (承認) 1986 年度 (開始)

【研究の目的】

米国 Comprehensive Crime Control Act of 1984.

英国 Police and Criminal Evidence Act & Crown Prosecution Act.

上の二つの法律を始めとして、英米では近時刑事立法が整備されている。各法律の内容を正確に可能な限り早い時期に、従来の法状況をふまえながら、紹介、解説することが本研究の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

英米の刑事立法の動向を研究する研究活動の意義はあるものの、研究活動が、諸般の事情により行えない状況が続いているため、今期をもって、この研究を閉じることとした。